岐阜県警察本部総務室装備施設課発注の週休2日制モデル工事試行要領

1 目的

岐阜県警察本部装備施設課が発注する建設工事において、週休2日を確保するモデル工事(以下「週休2日制モデル工事」という。)を適切に実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所日又は現場休息日を 確保したと認められる状態をいう。
- (2) 現場閉所日とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通じて現場や現場事務所が閉所された日をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は、閉所として取り扱うものとする。なお、現場閉所日は原則として土曜日又は日曜日とするが、平日への振替や降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も算入できるものとする。
- (3) 現場休息日とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通じて現場作業を行わない日をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は、閉所として取り扱うものとする。なお、現場閉所日は原則として土曜日又は日曜日とするが、平日への振替や降雨、降雪等による予定外の現場休息日も算入できるものとする。
- (4) 対象期間とは、「工事開始日(工事の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。)」から「工事完成日(完成届に記載のある工事が完成した日)」までの期間から非対象期間を除いた期間をいう。
- (5) 非対象期間とは、準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間(8月14日から8月16日まで)、年末年始休暇6日間(12月29日から1月3日まで)、工場製作の期間、工事事故等による不稼動期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間のほか、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間をいう。
- (6) 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事又は工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。
- (7) 現場閉所率とは、対象期間(非対象期間を除く)の日数を分母とし、対象期間に おける現場閉所日及び現場休息日の総日数を分子として算出されるものをいう。な お、別紙「現場閉所率の算出について」を参考として算出するものとする。
- (8) 事業担当所属長とは、施設、職員住宅等の整備計画を所掌する所属の長をいう。

3 対象工事

岐阜県警察本部が発注する工事のうち、事業担当所属長がその必要性を認めたものを対象の工事とする。

4 実施方法

(1) 週休2日制モデル工事を受託した受注者は、以下のとおり発注者へ報告し承諾を受けるものとする。

なお、発注者は、土曜日及び日曜日の施工が必要となる指示等を行わないことを 原則とし、週休2日が確保可能となるように努めることとする。

ア 受注者は、工事の着手前に、対象期間において原則として土曜日及び日曜日を休日とした週休2日の予定工程表(任意様式)を発注者に提出し承諾を受けるも

のとする。ただし、工期を延長した場合は、予定工程表を変更(以下「変更予定 工程表」という。) し発注者に提出し承諾を受けるものとする。

イ 受注者は、工事完成時に予定工程表又は変更予定工程表(いずれも任意様式) の対象期間において休日が確認できる実施工程表(任意様式)を発注者に提出し 承諾を受けるものとする。

なお、発注者は受注者から休日を確認できる書類(工事日誌等)の提示を受け、 実施工程表を確認するものとする。

- ウ 発注者は、前項により承諾した対象期間を分母とし、確認した対象期間における休日数を分子として現場閉所率を算定するものとする。
- (2) 週休2日として定めた休日に作業を行った場合には、振り替えの休日を確保する ものとする。なお、振替期間は前後2週間以内とし、この期間以外となった場合に は現場閉所率算定に有効な休日には算定しないものとする。
- (3) 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じるなど、週休2日制モデル工事の実施が困難となった場合には、発注者及び受注者との協議により、週休2日制モデル工事の対象としないことができるものとする。
- 5 現場閉所率に応じた工事成績評定点への加点 前項(1) ウにおいて算定した現場閉所率に応じて以下のとおり工事成績評定点の加 点を行うものとする。
- (1) 現場閉所率が25.0%以上(4週7休以上)の場合は2点を加算するものとする。
- (2) 現場閉所率が21.4%以上、25.0%未満(4週6休以上、7休未満)の場合は1点 を加算するものとする。
- (3) 現場閉所率が21.4%未満(4週6休未満)の場合は加算を行わないものとする。

現場閉所率の算出について(参考)

現場閉所率(%)

= (対象期間(非対象期間を除く)における現場閉所日及び現場休息日の総日数 / 対象期間(非対象期間を除く)の日数 × 100 (※端数整理:小数点第2位以下切り捨て1位止めとする)

現場閉所日、現場休息日及び対象期間の定義については、「岐阜県警察本部発注の週休2日制モデル工事試行要領」2用語の定義に記載のとおりとする。

6 入札公告、指名通知及び現場説明事項への記載 発注者は、週休2日制モデル工事である旨を入札公告、指名通知及び現場説明事項 に記載するものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、週休2日制モデル工事の試行に関し必要な事項は、必要に応じ、その都度決定する。